

●双葉町地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例

昭和49年8月1日

双葉町条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、水資源の乏しい本町の地下水資源を保護しその有効利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「井戸」とは、動力を用いて地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)による温泉を除く。以下同じ。)を採取するためのさく孔であつてその掘さく深度10メートル以上、揚水管径70ミリメートル以上のものとする。

(井戸の掘さくの届出)

第3条 町内において井戸を掘さくし、又は変更しようとする者は、工事を施工する60日前までに当該井戸に係る電気探査書類、附近300メートル以内の井戸位置並びに地理案内図、地下水の用途、採取量、その他規則で定める事項を町長に届出許可を受けなければならない。

(工事完了の届出)

第4条 前条の許可を受けた者は、当該許可に係る井戸工事が完了したときは完了の日から30日以内にその旨を町長に届出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第5条 第3条の規定による届出をした者は、その氏名又は名称及び住所に変更があつたときは遅滞なく、その旨を町長に届出なければならない。

(地下水採取者の責務)

第6条 井戸により地下水を採取する者(以下「地下水採取者」という。)は、当該井戸の取水基準に基づいて、地下水の採取の適正化と地下水資源の保全に努めなければならない。

(資料の提出及び立入調査)

第7条 町長は、この条例を施行するため通常地下水採取者から井戸に関する資料を提出させ、又は職員に土地に立ち入らせて井戸に関する調査を行わせることができる。

2 町長は、前項の規定により職員に調査を行わせるときは、立入りの日の3日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により土地に立入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第8条 この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水採取者に対し、地下水の採取に関して、指導又は勧告を行うことができる。

(罰則)

第9条 次の各号の1に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条又は第4条に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第7条の規定による資料の提出を拒み、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第10条 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則(平成25年3月14日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に双葉町地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例の規定に基づき手続きがなされている場合は、この条例施行後も、なおその効力を有する。